○農林水産省令第六十一号

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十号）及び畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百七十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第二条第二項の政令で定める乳製品である脱脂乳についての取引の方法） **第一条**　畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号。以下「令」という。）第二条の農林水産省令で定める方法は、乳業者（畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第四項第一号イに規定する乳業者をいう。以下同じ。）が対象事業者にその行う対象事業に伴い締結する契約に基づき譲渡する方法とする。 （加工原料乳の規格） **第二条**　指定乳製品の原料である生乳についての法第二条第二項の農林水産省令で定める規格は、次のとおりとする。 **第二条・第三条**　（略） **第三条・第四条**　（略）	（新設） （原料乳の規格） **第一条**　指定乳製品の原料である生乳についての畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第二項の農林水産省令で定める規格は、次のとおりとする。 **第二条・第三条**　（略）

事項	基準
（略）	（略）
比重	温度一五度において一・〇二八以上のもの
（略）	（略）

事項	基準
（略）	（略）
比重	温度一五度において一・〇二八から一・〇三四までのもの
（略）	（略）

（生産者の基準）

第五条　法第三条第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一～三　（略）

四　次のいずれにも該当しないものであること。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下このイ及び第十四条において「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

ロ・ハ　（略）

第六条・第七条　（略）

（機構による確認）

第八条　法第三条第二項に規定する確認は、交付金の交付を受けようとする肉用牛又は肉豚の生産者に対し、当該生産者が当該肉用牛又は肉豚を第六条に規定する期間内に販売したことを証する書類を提出させることにより行うほか、必要に応じて実地調査その他の手段により行うものとする。

（標準的販売価格の算出）

第九条　肉用牛についての法第三条第四項の規定による標準的販売価格の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごと及び農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域ごとに、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数量で除して得た額に、第三号に掲げる額を合算してするものとする。

一　第六条第一項に規定する期間内に行われた肉用牛の格付枝肉（農林水産大臣が定める事項についての規格であつてあらかじめ農林水産大臣に届け出られたものにより格付された肉用牛の枝肉をいう。）の売買に係る総取引高

二・三　（略）

（生産者の基準）

第四条　法第三条第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一～三　（略）

四　次のいずれにも該当しないものであること。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下このイにおいて「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

ロ・ハ　（略）

第五条・第六条　（略）

（機構による確認）

第七条　法第三条第二項に規定する確認は、交付金の交付を受けようとする肉用牛又は肉豚の生産者に対し、当該生産者が当該肉用牛又は肉豚を第五条に規定する期間内に販売したことを証する書類を提出させることにより行うほか、必要に応じて実地調査その他の手段により行うものとする。

（標準的販売価格の算出）

第八条　肉用牛についての法第三条第四項の規定による標準的販売価格の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごと及び農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域ごとに、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数量で除して得た額に、第三号に掲げる額を合算してするものとする。

一　第五条第一項に規定する期間内に行われた肉用牛の格付枝肉（農林水産大臣が定める事項についての規格であつてあらかじめ農林水産大臣に届け出られたものにより格付された肉用牛の枝肉をいう。）の売買に係る総取引高

二・三　（略）